

# 19年度決算、山目小屋体改築など認定・可決

第19回市議会定例会は9月2日から26日までの会期で開かれ、継続費の精算など5件が報告されたほか、19年度一般特別会計決算や山目小学校屋内運動場改築・建築工事の請負契約など、市長提案の29件の議案などがいずれも承認・可決されました。



## 報告・承認

▼継続費の精算報告について  
18・19年度の2カ年継続事業として実施した弥栄・真滝統合中学校建設事業および一関運動公園テニスコート改修事業の継続

費について、精算報告をするもの  
▼健全化判断比率及び資金不足比率について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、19年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を報告するもの(財政状況と併せて追って広報でお知らせします)  
▼専決処分報告について  
(3件)  
Ⅱ室根歯科診療所における医療事故  
Ⅲ市営バスの運行中に起きた物損事故  
Ⅳ一関地域の萩荘地内において市道歩道部分の舗装の損傷により発生した人身事故  
Ⅴ一関市、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分したので報告するもの  
▼19年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の認定について  
(16件)  
19年度一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに水道事業会計決算について、監査委員の審査を終えたので議会の認定に付するもの

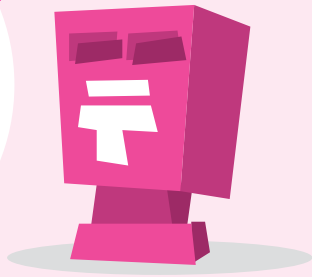
## 議案

▼議会の議員の議員報酬等に関する条例の制定について  
地方自治法の一部改正に伴い、新たに議員報酬などに関する条例を制定するとともに、関連する条例について所要の改正をしようとするもの  
▼公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正され、12月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするもの  
▼職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正され、10月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするもの  
▼地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
民法および地方自治法の一部改正され、12月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするもの  
▼20年度一般会計補正予算(第5号)  
一関公共職業安定所用地取得費および障害者就労継続支援施設整備費補助金の追加など、1億9054万4千円を追加補正  
▼20年度水道事業会計補正予算(第1号)  
花泉地域の配水管が老朽化によりたびたび破裂し、長時間の断水や赤水が発生していることから、配水管網を整備するため、所要の補正をしようとするもの  
▼一関地区土地開発公社定款の一部変更に関し議決を求めることについて  
民法および公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正され、12月1日から施行されることに伴い、一関地区土地開発公社定款の一部変更に関し、議決を求めるもの  
▼請負契約の締結について  
山目小学校屋内運動場改築(建築)工事について、入札結果に基づ

き、株式会社平野組と2億2354万5000円で請負契約を締結しようとするもの  
▼財産の取得について  
(2件)  
Ⅰ庁内LAN用パソコンの更新のため、パソコンなどを155万1500円  
Ⅱ室根地域における統合小学校のスクールバスとして、中型バス3台を354万7500円で取得しようとするもの  
▼固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
固定資産評価審査委員会の委員3名の任期が10月28日をもって満了となることから、金野幸造氏、及川克幸氏、山崎司朗氏を適任と認め、選任しようとするもの  
▼教育委員会の委員の任命について  
教育委員会の委員である北村健郎氏の任期が10月28日をもって満了となることから、後任として菅原良一郎氏を任命しようとするもの  
▼人権擁護委員の推薦について  
人権擁護委員2名の任期が12月31日をもって満了となることに伴い、佐藤勝重氏、阿部稔氏を適任と認め、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの  
一般質問などについては、広報11月1日号と同時に配付される予定の「市議会だより」をご覧ください。

# 市長へのメッセージ

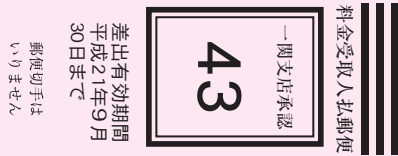
あなたの声をお寄せください。



封書として利用する場合は、本書を三つ折りにして、のりしろをのりまたはセロテープで張り、そのまま切手を張らずに郵便ポストに入れてください。

- ★ 市政に関することや身近なことで、日ごろ感じていること、気づいたこと、あるいは提言など、なんでもお気軽にお寄せください。
- ★ 寄せられたメッセージへの回答は原則として行いませんが、主な内容や対応などについては広報で紹介いたします。

〒  
氏名  
住所  
出入



差出有効期間  
平成21年9月  
30日まで  
郵便切手は  
いりません

021-8790

一関市長 浅井兼兵衛 行  
一関市役所  
「市長へのメッセージ」  
一関市竹田町七番1号

